

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 行動計画

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1

育児・介護休業法の改正に伴う規則の変更を行うとともに、職員への周知や情報提供を行う。

対策

- ・法改正に伴い規則の変更を行う。
- ・管理職会にて管理職に説明後、職員への周知を図る。
- ・制度を取得しやすいように、職場内で業務内容、業務分担などを見直し、作業効率の改善を進める。

目標2

年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間7日以上とする。

対策

- ・施設長より行動計画について各職員に周知を図り、施設長は職員が計画的に、また連続した休暇が取得できるように周知を図る。
- ・休暇を取得しやすいよう、職員配置の検討と共に採用を行う。